

【資料①】

オンライン化を阻む4つの要因 ①本人確認 ②捺印 ③付属書類 ④手数料

■「マイナポータル」上で電子申請可能な手続(本市の場合)

- ◇児童手当・特例給付の現況届
- ◇児童手当 氏名変更／住所変更の届出
- ◇児童手当・特例給付 支払希望金融機関変更の届出
- ◇児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- ◇未支払の児童手当等の請求
- ◇児童手当等 受給事由消滅の届出
- ◇児童手当等の額の改定の請求及び届出

⇒多くのメニューが用意されているが、マイナンバーカードが必要なため、各自治体で採用されている手続はごく一部。

■郵送対応している手続の例(本人確認書類を同封)

- ◇住民票の写し・戸籍関係証明書等の交付申請
- ◇税務証明(課税証明書、評価証明書等)の交付申請
- ◇転出届の提出
- ◇介護保険負担限度額の認定
- ◇後期高齢者医療 被保険者証等の再交付
- ◇事前登録型本人通知制度の申出
- ◇国民健康保険の加入・脱退(新型コロナ対策による特例対応)

⇒本人確認書類を写真で添付すれば、マイナンバーカードを利用しなくても、オンライン上での本人確認が可能！

■申請書等の様式から捺印欄を削除した他市事例

《福岡市》約4,200種類のうち約2,300種類から捺印欄を削除

- ◇私立幼稚園・保育料等減免調書
- ◇妊婦検診助成金交付申請書
- ◇教育・保育給付認定申請書
- ◇名義後援申請書

《千葉市》約2,000種類を対象に2014年から見直しを継続

- ◇庁舎使用等許可申請書
- ◇自治会連絡協議会運営補助金交付申請書
- ◇居宅介護支援事業者等支援費請求書
- ◇工事完了届出書

⇒法的根拠等に基づくもの以外は、申請書等の捺印欄を省くことが可能。「捺印ありき」ではなく、まずは様式の見直しを。

【資料②】

■データによる付属書類の提出を認めた例

個人事業主への店舗賃料支援（コロナウイルス対応）

⇒貸借契約書や本人確認書類は画像やPDFをアップロードする形式となっている。

■キャッシュレス決済を導入した他市事例

◀福岡市▶

- ◇交通系ICカード「はやかけん」 ◇LINE Pay
- ⇒ 住民票発行手数料、施設入場料、駐輪場使用料 等
- ◇モバイルレジ(スマートフォンでバーコードを読み取り)
- ⇒市税の支払い

⇒手数料等の支払いは電子マネー決済に適している。
全庁的なキャッシュレス決済の体制構築を。

■付属書類の取扱いが異なる例

口座情報の提供

業務名	所管	通帳コピー等の提出
生活保護費等の支給	健康福祉局	求めている
児童手当の支給	こども支援局	求めている
市税の口座振替業務	総務局	求めていない
就園奨励助成金の交付	こども支援局	求めていない

⇒市内で取扱いの異なるものは、簡素な方法に統一すべき。

■オンライン化を実施済の他市事例

◀福岡市▶

- ◇市営住宅の入居申込 ◇職員採用試験の受験申込
- ◇不在者投票用紙の申請 ◇防火管理講習の受講申込

◀千葉市▶

- ◇保育園等の利用申請 ◇職員採用試験の受験申込
- ◇自転車安全利用講習会の参加申込 ◇人間ドック費用助成の申込

⇒先行事例を参考に、本市でも対象業務の洗い出しが必要。